FR RE-98 FR

ださい。 される業者の方は、次の期間内に申請を行ってく するには事前に登録が必要です。町と取引を希望 施設管理業務等の競争入札(見積を含む)に参加 平成21・22年度に町が発注する物品購入・貸借

物品・施設業務等競争入札(見積)

参加資格審査申請当初受付のお知らせ

96

12月4日~12月10日は 人権週間です

がえのない命を大切に~ 人の人権意識 ~思いやりの心・かけ 『世界人権宣言の周年』育てよう一人



受付場所

総務課及び各支所町民課

詳しくは、町ホームページに掲載しています。

>第4回高齢者プラン策定委員会を開

平成21年1月16日 平成20年12月15日

金 月

から まで

受付期間

設します。 期間中、 各地区で特設人権相談所を開

とを人権擁護委員にご相談ください。 秘密は厳守しますので、悩みや困りご

12月5日(金) 12月4日(木) 12月8日(月 豊松基幹集落センター 神石老人福祉センター |油木コミュニティーセンター 和公民館

定としています。

詳しくは、介護保険係までお問い合わせくださ

険給付費の動向等を踏まえた保険料算定を行う予

しました。次回は、12月中旬頃に開催し、

説明会を実施し、福祉施策等の周知を行うことと

にお伝えできていないため、来年2月以降に住民

また、住民の皆さんに福祉施策等の内容が十分

とに決定しました。

策等は原則として継続し、状況に応じて見直すこ 理と今後の方向性について協議し、現状の福祉施 開催しました。今回は、町の福祉施策等の現状整

※開設時間はいずれの会場も10時~15時です

89-8885

い」、『聞かない』も虐待です。 言葉にできない子どもの悲鳴を 「助けての 小さなサイン 受け止めて」

に悩んでいたら、相談してください。 で守られています。また、出産や子育て さい。連絡(通告)した人の秘密は法律 けた時は、迷わず連絡(通告)してくだ もを虐待から守るために協力してくださ なた」もネットワークの一員です。子ど もを虐待から守ることはできません。「あ ひとりで、また1つの機関では、子ど 虐待を受けたと思われる子どもを見つ

●連絡・相談先

89-8866

催しました

事業計画)を策定するため、10月15日に委員会を

第4期高齢者プラン(老人福祉計画・介護保険

福祉課 福山こども家庭センター **2**0847 - 89 - 3335

☎084 - 951 - 2340



社会保険事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ

広島社会保険事務局備後府中事務所

☎0847 - 41 - 7421

の場で対応せず相手の所属・名前・連絡先を確認いただき、

不信に思われる訪問者や電話の照会があった場合は、そ

や出金をお願いすることはありません。また、ご家族の勤

ンビニエンスストア等に出向かせ、ATMを操作して入金

務先や基礎年金番号をお聞きすることもありません。

があります。詳しくはフリーダイヤル(料金無料電話) とご自宅を訪問したり、「医療費や年金保険料の払い戻し

医療費の払い戻しや年金を増額するために手数料が必要

社会保険庁(社会保険事務局及び社会保険事務所)では、

電話してください」と電話をさせ、ご本人に金融機関やコ

A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O 78 89-8884

Ť1月は 一金は、 世代と世代の支え合いの制度です。あなたの 「ねんきん月間」です

れば、このような年金給付を受けられないことがあります。 める保険料が、高齢者世代の生活を支えています。 礎年金が支給されます。保険料を納付期限までに納めなけ 金だけでなく、万が一のときには、障害基礎年金・遺族基 国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年

確実な口座振替をご利用ください。 と保険料を納付することができなくなりますので、 料は忘れずに納めましょう。納期限から2年間を経過する あなたや家族が将来年金を受け取ることができるよう保険

「振込み詐欺」にご注意ください

国的に発生しています。 を操作させ、 社会保険事務所職員を装い、現金自動預払機(AT 振込みを行わせる「振込み詐欺」の被害が全 M

▶住民税の公的年金からの特別徴収(年金天引き)が始まります

平成21年10月支給分から公的年金等に係る住民税を年金から特別徴収(年金天引き)する 制度がはじまります。

【対 象 者】 65歳以上の公的年金受給者(4月]日に老齢基礎年金等を受けている人)で当 該年度の老齢基礎年金額が 18万円以上である人が対象となります。

> ※ただし、介護保険料が特別徴収されていない場合、住民税の特別徴収の対象となりません。 公的年金等に係る所得割額及び均等割額を年6回(開始年度は3回)の年金支給

■平成21年の場合

【徴収の方法】

	普通徴収(納付書:	もしくは口座引落)	特別徴収							
	6月	8月	10月	12月	2月					
税額	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6					

■平成 22 年から

	= 1 · · · · = 1 · · · ·										
	特別徴収										
	仮徴収			本徴収							
	4月	6月	8月	10月	12月	2月					
	前年の 10 月からそ										
税額	の翌年の3月までに										
	徴収した額の 1/3	徴収した額の 1/3	徴収した額の 1/3	した額の 1/3	した額の 1/3	した額の 1/3					

ただし、給与所得に係る所得割額は給与から特別徴収、その他所得に 係る所得割額は、普通徴収となります。よって、

◇年金所得+給与所得のある方

年金特別徴収 + | 給与特別徴収

から天引きされます。

◇年金所得+営業所得等(農業,不動産所得など)のある方

年金特別徴収 + 普通徴収(納付書もしくは口座振替)

というように複数の方法で住民税を納めていただくことになります。

